

令和 6 年第 4 回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和 6 年 4 月 23 日(火) 午前 9 時 30 分

東浦町役場 第 1 会議室

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和 6 年第 3 回定例会会議録承認

日程第 2 議案第 18 号 東浦町教育委員会名義後援について「子供と家族の未来を考えるマネー講座」 【学校教育課】

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第 10 号 東浦町教育委員会職員数について 【学校教育課】

日程第 5 報告第 11 号 東浦町文化協会補助金交付要綱の改正について 【生涯学習課】

日程第 6 報告第 12 号 第 17 回愛知県市町村対抗駅伝競走大会東浦町実行委員の委嘱について 【スポーツ課】

日程第 7 報告第 13 号 東浦町学校部活動外部指導者の委嘱について 【スポーツ課】

日程第 8 報告第 14 号 ひがしうら地域クラブ実施要綱の改正について 【スポーツ課】

日程第 9 報告第 15 号 東浦町部活動の地域移行推進協議会設置要綱の改正について 【スポーツ課】

日程第 10 報告第 16 号 東浦町学校体育施設の開放に関する運営要綱の改正について 【スポーツ課】

日程第 11 報告第 17 号 区域外就学許可者及び指定学校変更許可者について 【学校教育課】

日程第 12 各課報告

閉 会

____ 時 ____ 分

次回

第 5 回定例会

令和6年5月13日(月) 午後1時30分

場所 東浦町役場 合同委員会室

自由討議

議案第 18 号

東浦町教育委員会名義後援について

次の事業について、東浦町教育委員会名義後援を承認するものとする。

令和 6 年 4 月 23 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

事業の名称	子供と家族の未来を考えるマネー講座
事業の主催	子供と家族の未来を考える会
実施日	令和 6 年 6 月 8 日から令和 6 年 6 月 13 日までのうち 4 日間
場 所	オンライン
対 象	小中学生の保護者

提案理由

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準に基づき、提案するものである。

令和6年4月 教育長報告
(行事報告)

【日 付】	【報 告 内 容】
4月 1日(月)	町職員辞令交付式 教職員発令通知式・新任受入式
4月 2日(火)	ふるさとガイド総会
4月 3日(水)	知多地方教育事務協議会
4月 4日(木)	入学式(藤江小学校)
4月 5日(金)	入学式(西部中学校)
4月 9日(火)	更生保護女性会総会
4月 11日(木)	学校経営会議 県内町村教育長会役員会
4月 12日(金)	教頭会議
4月 16日(火)	教務主任会議
4月 17日(水)	行政経営会議 共同学校事務室運営委員会
4月 18日(木)	東浦町スポーツ協会評議員会
4月 20日(土)	於大まつり
4月 21日(日)	ボーイスカウト上進・入隊式
4月 23日(火)	第4回教育委員会定例会 全国大会報告会

令和6年度 東浦町教育委員会職員数

(4月1日人数)

		令和6年度	令和5年度	増 減	備 考
教育部長		1 人	1 人	0 人	
学 校 教 育 課	職 種	令和6年度	令和5年度	増 減	備 考
	正規職員	14 人	13 人	1 人	指導主事2名を含む
	会計年度任用職員	135 人	132 人		
	学校教育課事務員	1 人	1 人	0 人	
	こどもと親の相談員	2 人	2 人	0 人	
	学習支援コーディネーター	3 人	3 人	0 人	
	個性化・個別化教育アドバイザー	1 人	0 人	1 人	
	ふれあい教室	4 人	4 人	0 人	
	アフタースクール	12 人	12 人	0 人	
	小学校	79 人	78 人		
	学校用務員	14 人	14 人	0 人	
	学校事務員	7 人	7 人	0 人	
	休日図書用務員	2 人	2 人	0 人	藤江小学校
	心の健康相談員	7 人	7 人	0 人	
	学校生活支援員	36 人	35 人	1 人	
	教科等特別指導員	7 人	7 人	0 人	
	理科実験支援員	2 人	2 人	0 人	7校2名
	日本語適応教室補助員	4 人	4 人	0 人	石浜西小学校
	中学校	25 人	24 人		
	学校用務員	6 人	6 人	0 人	
	学校事務員	3 人	3 人	0 人	
	学校給食用務員	2 人	2 人	0 人	
	心の健康相談員	3 人	3 人	0 人	
	学校生活支援員	7 人	7 人	0 人	
	日本語適応教室補助員	2 人	2 人	0 人	東浦中学校
	養護教諭補助員	2 人	1 人	1 人	東浦中学校
	小中学校	8 人	8 人		
	学校図書用務員	3 人	3 人	0 人	10校3名
	学校環境整備員	5 人	5 人	0 人	北地区2名、南地区3名

生涯学習課	職 種	令和6年度	令和5年度	増 減	備 考
	正規職員	8 人	8 人	0 人	
	会計年度任用職員	7 人	6 人		
	文化センター	4 人	3 人		
	生涯学習指導員	1 人	1 人	0 人	地域学校協働活動統括コーディネーター兼務
	事務員	3 人	2 人	1 人	
	資料館	3 人	3 人		
	資料館指導員	1 人	1 人	0 人	
	学芸員補助	1 人	1 人	0 人	
	資料館職員	1 人	1 人	0 人	

スポーツ課	職 種	令和6年度	令和5年度	増 減	備 考
	正規職員	7 人	5 人	2 人	
	会計年度任用職員	15 人	17 人		
	事務員	2 人	3 人	1 人	
	体育施設維持維持管理員	5 人	5 人	0 人	
	施設管理員	4 人	6 人	2 人	
	地域クラブ事務員	1 人	0 人	1 人	
	ふれあいセンター コミュニティセンター				
	施設管理員	3 人	3 人	0 人	

計	正規職員	30 人	27 人	3 人	
	会計年度任用職員	157 人	155 人	2 人	

報告第 11 号

東浦町文化協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

東浦町文化協会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(補助金の額) 第 5 条 補助金の額は、 <u>1,536,000</u> 円又は 交付対象事業費(前条各項の規定に基づ く経費をいう。) からその事業収入等を 控除した実支出額に 2 分の 1 を乗じて 得た額のいずれか少ない額を限度とし て予算の範囲内において定める。	(補助金の額) 第 5 条 補助金の額は、 <u>1,386,000</u> 円又は 交付対象事業費(前条各項の規定に基づ く経費をいう。) からその事業収入等を 控除した実支出額に 2 分の 1 を乗じて 得た額のいずれか少ない額を限度とし て予算の範囲内において定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

東浦町文化協会補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、東浦町における文化活動の振興、芸術文化団体の育成及び強化並びに地域文化の創造と発展を図り、心豊かな町づくりに資することを目的とする東浦町文化協会補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和 52 年東浦町規則第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 この補助金の交付対象者は、東浦町文化協会とする。

（交付対象事業）

第3条 補助金の交付対象事業は、東浦町の教育文化の発展、振興、活性化等に寄与すると認められる芸術文化振興事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

（1）政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

（2）東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業

（3）その他町長が適当でないと認めた事業

（補助金の使途）

第4条 補助金は、別表に掲げる経費に使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金を使用してはならない。

（1）団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費

（2）慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1,386,000 円又は交付対象事業費（前条各項の規定に基づく経費をいう。）からその事業収入等を控除した実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額のいずれか少ない額を限度として予算の範囲内において定める。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

（１）報償費	講師謝金、専門家等への謝礼
（２）旅費	交通費、通行料金等
（３）需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
（４）役務費	通信運搬費、保険料等
（５）使用料及び賃借料	会場借上料、機械・器具借上料等
（６）備品購入費	器具、機材等の購入費
（７）その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの。

報告第 12 号

第 17 回愛知縣市町村対抗駅伝競走大会東浦町実行委員の委嘱
について

第 17 回愛知縣市町村対抗駅伝競走大会 実行委員会名簿

役職	氏名	所属等	備考	規約 第 4 条
委員長	庄子 亨	東浦町教育委員会 教育長	再任	(1)
委 員	延永 保二	前東浦町立北部中学校長	再任	(3)
委 員	日高 徹	中学校陸上競技部指導者代表	再任	(1)
委 員	鈴鹿 俊二	あいち健康の森走遊会代表	再任	(3)
委 員	水野 行文	元中学校陸上競技部指導者	再任	(3)
委 員	永山 周輝	愛知駅伝東浦町チーム選手経験者	再任	(3)

委嘱日 令和 6 年 4 月 1 日

任 期 令和 7 年 3 月 31 日

参考

愛知縣市町村対抗駅伝競走大会東浦町実行委員会規約（抜粋）

（組織）

第 4 条 委員会の組織は、次に掲げる者のうちから東浦町教育委員会が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- （ 1 ）町内学校教員及び教育委員会関係者
 - （ 2 ）関係行政機関及び団体の職員
 - （ 3 ）その他教育委員会が特に必要と認める者
- （委員会役員）

第 5 条 委員会に次の役員を置く。

- （ 1 ）委員長 1 名
- （ 2 ）副委員長 1 名
- （ 3 ）委 員 若干名

2 委員長は、教育長とする。

3 副委員長及び委員は、委員長が指名するものとする。

（任期）

第 7 条 委員の任期は 1 年とし、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

報告第 13 号

東浦町学校部活動外部指導者の委嘱について

学校名	人数	派遣種目	指導者名	任用
東浦中	9 人	サッカー	稲生 和幸	再任
		ソフトテニス(男)	浪崎 久夫	再任
		卓球(男女)	米田 亮	再任
		バスケットボール (男)	戸田 幹也	再任
		バスケットボール (女)	島田 良輔	再任
		ハンドボール(男)	浅田 潤一	再任
			水野 恭志	再任
			小川 一幸	再任
		ハンドボール(女)	井口 奈保美	再任
北部中	1 人	バスケットボール(女)	谷川原 孝弘	新任
西部中	3 人	サッカー	佐野 哲司	再任
			小林 大樹	再任
		ソフトテニス(女)	上野 正則	再任

計 13 人

委嘱日 令和 6 年 4 月 1 日

任 期 令和 7 年 3 月 31 日

参考

東浦町外部指導者派遣事業運用規則（抜粋）

（委嘱）

第2条 学校部活動外部指導者は、教育委員会が委嘱状をもって委嘱をする。

（1）委嘱期間は1年間とする。ただし、更新も可とする。

（派遣）

第3条 学校からの申請により、教育委員会が選定し派遣する。

（1）学校からの申請内容は、原則として種目と人数とするが、校長による指導者の推薦も可とする。推薦対象指導者はスポーツ指導者設置要綱第3条による。

（2）教育委員会は、人材バンク登録者の中及び校長による推薦者の中から選定する。ただし、選定にあたり東浦町スポーツ協会及び学校の意見を聴くことができる。

スポーツ指導者設置要綱（抜粋）

（スポーツ指導者の条件）

第3条 スポーツ指導者は、次の各号の条件を満たしたものとする。

（1）スポーツ指導者養成講習会を終了した者及びそれに準じる者（日本スポーツ協会公認スポーツ指導者、スポーツ少年団認定員、教員等の資格や優れた指導歴を有する者）

（2）該当種目の実技指導に堪能であり、安全指導のできる者。

（3）学校部活動の管理、運営に協力できる者。

（スポーツ指導者人材バンク設置）

第4条 教育委員会は、前条のスポーツ指導者の申請により、スポーツ指導者人材バンクに登録した者を地域スポーツ団体及び学校部活動に紹介又は派遣する。

2 登録申請書は、別に定める。

報告第 14 号

ひがしうら地域クラブ実施要綱の一部を改正する要綱
ひがしうら地域クラブ実施要綱の一部を次のように改正する。
次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この要綱は、将来にわたり、中学生がスポーツ活動<u>及び</u>文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的とするひがしうら地域クラブ(以下「地域クラブ」という。) 関し、必要な事項を定めるものとする。 (参加料) 第 5 条 1 略 2 前項の参加料は、会員 1 人につき<u>月額 1,000 円</u>とする。 3 略	(趣旨) 第 1 条 この要綱は、将来にわたり、中学生がスポーツ活動<u>又は</u>文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的とするひがしうら地域クラブ(以下「地域クラブ」という。) 関し、必要な事項を定めるものとする。 (参加料) 第 5 条 1 略 2 前項の参加料は、会員 1 人につき<u>月額 500 円</u>とする。 3 略

附則

この要綱は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

ひがしうら地域クラブ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたり、中学生がスポーツ活動又は文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的とするひがしうら地域クラブ(以下「地域クラブ」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会資格)

第2条 地域クラブに入会できる者は、町内に住所を有する中学生又はこれに準ずる者として東浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める中学生とする。

(入会手続)

第3条 地域クラブに入会を希望する生徒の保護者は、教育委員会の定める方法により、教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、入会の適否を審査し、その結果を保護者に通知するものとする。

(変更手続)

第4条 前条第2項の規定により入会を承認された生徒(以下「会員」という。)の保護者は、氏名、住所、メールアドレス又は緊急連絡先に変更が生じたときは、速やかに、教育委員会の定める方法により、教育委員会に届け出るものとする。

(参加料)

第5条 会員の保護者は、地域クラブの運営に必要な費用の一部として地域クラブ活動参加料(以下「参加料」という。)を、会員が地域クラブの活動に参加する前に、教育委員会の定める方法により、教育委員会に支払うものとする。

2 前項の参加料は、会員1人につき月額500円とする。

3 前項の額は、月の途中において入会し、休会し、再開し又は退会した会員のその月の参加料の額も同様とする。

(参加料の免除)

第6条 教育委員会は、会員の保護者が東浦町就学援助費事務取扱要綱第5条又は第9条の規定による就学援助の認定を受けている場合は、当該会員に係る前条第1項の参加料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定による免除の申請をしようとする保護者は、教育委員会の定める方法により、教育委員会に申請するものとする。

3 教育委員会は、前項の申請があった場合は、免除の適否を審査し、その結果を保護者に通知するものとする。

4 前項の規定による免除の決定を受けた保護者に対する第1項の規定は、第2項の規定による申請のあった日の属する月の参加料から適用する。

5 教育委員会は、第3項の規定による免除の決定を受けた保護者が、東浦町就学援助費事務取扱要綱第10条の規定による就学援助の認定の取消しを受けた場合は、当該取消しを受けた日の属する月の翌月から当該免除の決定を取り消すものとする。

(休会)

第7条 地域クラブを休会しようとする会員の保護者は、教育委員会の定める方法により、教育委員会に届け出るものとする。

- 2 会員の保護者は、前項の規定により休会した会員が地域クラブの活動を再開しようとするときは、教育委員会の定める方法により、教育委員会に届け出るものとする。ただし、前項の規定による休会の届出において、再開する時期を明らかにしている場合であって、当該時期に再開するときはこの限りでない。

(退会)

第8条 地域クラブを退会しようとする会員の保護者は、教育委員会の定める方法により、教育委員会に届け出るものとする。

(参加料の返金)

第9条 教育委員会は、次の各号に該当するときは、会員の保護者に対し、参加料の全部又は一部を返金するものとする。

- (1) 気象、災害等の理由により、月に1度も地域クラブの活動を実施しなかった場合であって、その月の参加料を既に支払っているとき。
- (2) 会員が休会した場合であって、月の初日から末日までの期間にわたって休会した月の参加料を既に支払っているとき。
- (3) 会員が退会した場合であって、退会した月の翌月以降の参加料を既に支払っているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

(指導者)

第10条 地域クラブの指導者(以下「指導者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地域クラブ指導者人材バンクに登録した者
 - (2) 地域クラブ指導者養成講習会を修了した者又はこれに準ずる者として教育委員会が認めた者
- 2 指導者は、地域クラブの活動における指導等を行うほか、教育委員会の求めに応じ、地域クラブに関し意見を述べることができる。
 - 3 指導者の報償は、1時間当たり1,600円とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。

ひがしうら地域クラブ実施要綱説明

内容	説明
第 3 条第 1 項 「教育委員会の定める方法」	愛知県電子申請・届出システムからの申請及び様式第 1 号「入会申請書」を提出
第 3 条第 2 項 「申請の結果通知方法」	入会の適否を審査、参加料受領後、会員証の発行で通知とします。
第 4 条 「いつの時点で会員証を発行か」	地域クラブの活動に参加する前、体育館窓口の支払い時。入会の適否を審査、参加料受領後、会員証を発行します。
第 4 条 「教育委員会の定める方法」	愛知県電子申請・届出システムからの申請及び別添様式第 3 号「登録内容変更届」を提出
第 5 条第 1 項 「参加料の支払い時期」	地域クラブの活動に参加する前（12/28～1/4 のみ休館）。 第 5 条第 3 項 前項の額は、月の途中において入会し、休会し、再開し又は退会した会員のその月の参加料の額も同様とします。
第 5 条第 1 項 「教育委員会の定める方法」	半期分を活動前月末までに、事務局窓口で支払うものとする。半期分は当該年度 4 月から 9 月及び 10 月から 3 月とします。 なお、半期分の途中月から入会しても、半期末の月までの参加料を支払うものとしします。（例：6 月に入会した場合、6 月から 9 月までの参加料を支払うこととします。）
第 5 条第 2 項 「500 円」の根拠	町内地域型スポーツクラブの金額、他市町を参考に算定しています。（今後見直しを検討）
第 6 条第 1 項 「参加料の免除の範囲（全部又は一部）」	令和 5 年度は全部免除とするため、「全部にする」。 令和 6 年度以降、要綱改正時に「一部」に変更するかは検討していきます。
第 6 条第 2 項 「教育委員会の定める方法」	ひがしうら地域クラブ活動参加料減免申請書（様式第 6 号）に就学援助費受給認定通知書（写し）を添付
第 6 条第 2 項 「いつまでに申	第 5 条第 1 項体育館窓口の支払い時。 なお、支払い後に就学援助対象になった場合は、減免申請

請」	書の提出月から免除します。
第 6 条第 2 項 「保護者」	「会員の」保護者としないのは、児童養護施設の生徒を想定して、敢えて「保護者」としています。
第 7 条第 1 項 「休会の想定」	骨折や病気などの入院等での休会を想定しています。
第 7 条第 1 項 「教育委員会の定める方法」	愛知県電子申請・届出システムからの申請及び別添様式第 8 号を提出
第 7 条第 2 項 「教育委員会の定める方法」	愛知県電子申請・届出システムからの申請及び別添様式第 9 号を提出
第 8 条 「教育委員会の定める方法」	愛知県電子申請・届出システムからの申請及び別添様式第 10 号を提出
第 8 条 「退会いつまでに」	退会日の翌月分から、参加料を返金するため、速やかにと案内します。 第 9 条第 1 項第 3 号参照。参加料は、所属を終了する日の属する月の分まで徴収する。
第 9 条第 1 項 「参加料の全部又は一部とは」	退会日の翌月分から、月額単位（今年度は 500 円）で返金します。 一部の例として、9 月に 3,500 円支払い、10 月中に退会した場合、11 月からの 5 か月×500 円の 2,500 円を返金します。
第 10 条第 3 項 「指導者報償の 1,600 円の根拠は」	金額については、先進自治体及び近隣自治体の予定額を参考に算定しました。

報告第 15 号

東浦町部活動の地域移行推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱
東浦町部活動の地域移行推進協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の題名を改正後の欄の題名に改める。

改正後	改正前
<u>東浦町の新たな地域クラブ推進協議会設置要綱</u>	<u>東浦町部活動の地域移行推進協議会設置要綱</u>

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 <u>中学生がスポーツ活動及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する観点から、地域における新たな地域クラブ活動に関する意見を聴取するため、東浦町の新たな地域クラブ推進協議会</u>（以下「推進協議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第 2 条 1 略 (1) <u>新たな地域クラブ（学校部活動とは異なる地域の活動をいう。）の運営方法等に関すること。</u> (2) <u>前号に掲げるもののほか、新たな地域クラブに関し必要な事項</u>	(設置) 第 1 条 <u>町立の中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築及び中学校の教職員における働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動（以下「部活動」という。）の地域移行に関する意見を聴取するため、東浦町部活動の地域移行推進協議会</u>（以下「推進協議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第 2 条 1 略 (1) <u>部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。</u> (2) <u>地域部活動（地域の活動として行われる部活動をいう。）の運営方法等に関すること。</u> (3) <u>生徒及び教職員の調査に関すること。</u> (4) <u>教職員の負担軽減に関すること。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に関し必要な事項</u>

附則

この要綱は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

東浦町部活動の地域移行推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 町立の中学校(以下「中学校」という。)の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築及び中学校の教職員における働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動(以下「部活動」という。)の地域移行に関する意見を聴取するため、東浦町部活動の地域移行推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域部活動(地域の活動として行われる部活動をいう。)の運営方法等に関すること。
- (3) 生徒及び教職員への調査に関すること。
- (4) 教職員の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 教育、スポーツ又は文化に関し知識又は経験を有する者
- (2) 公募により選考された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員として依頼した日から1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議(以下「会議」という。)は、教育長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

報告第 16 号

東浦町学校体育施設の開放に関する運営要綱の一部を改正する要綱
東浦町学校体育施設の開放に関する運営要綱の一部を次のように改正する。
次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(夜間照明利用の手続) 第 6 条 夜間照明施設の利用団体は、次に定める場所で中学校夜間照明施設利用許可申請書(様式 9)を教育委員会に提出しなければならない。 (1) 及び (2) 略 2 教育委員会は、夜間照明施設の利用を許可したときは、<u>利用許可書を利用団体に交付するものとする。</u> (利用許可の条件) 第 8 条 利用団体は次に定める条件を遵守しなければならない。 (1) から (3) まで 略 (4) <u>鍵の保管、利用実績の報告その他の</u>利用施設の管理をすること。 (使用料) 第 10 条 略 2 条例第 11 条第 2 項第 2 号の規定による使用料の還付については、<u>7 日前まで</u>に申し出があった場合とする。	(夜間照明利用の手続) 第 6 条 夜間照明施設の利用団体は、<u>利用日の 10 日前までに</u>次に定める場所で中学校夜間照明施設利用許可申請書(様式 9)を教育委員会に提出しなければならない。 (1) 及び (2) 略 2 教育委員会は、夜間照明施設の利用を許可したときは、<u>中学校夜間照明施設利用許可書(様式 10)</u>を交付するものとする。 (利用許可の条件) 第 8 条 利用団体は次に定める条件を遵守しなければならない。 (1) から (3) まで 略 (4) <u>屋内運動施設の鍵の保管及び開放施設管理日誌(様式 8)の記入等</u>利用施設の管理をすること。 (使用料) 第 10 条 略 2 条例第 11 条第 2 項第 2 号の規定による使用料の還付については、<u>10 日前まで</u>に申し出があった場合とする。

様式 8 を削り、様式 9 を様式 8 とし、次のように改める。

様式 8（第 6 条関係）

中学校夜間照明施設利用許可申請書

利用年月日	年 月 日（ 曜日）			
利用時間	時 分 ～ 時 分（ ・ 時間）			
利用施設	北部中学校 夜間照明施設	西部中学校 夜間照明施設	利用人員	人
	A 面・B 面	A 面		
利用目的	野 球・ソフトボール・サッカー・その他（ ）			

年 月 日 上記のとおり利用許可を申請します。

住 所_____

申請者 氏 名_____

（責任者）電 話（ ） - _____

団体名_____

東 浦 町 教 育 委 員 会

様式 10 を削る。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 27 日から施行する。

東浦町学校体育施設の開放に関する運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、東浦町学校体育施設の開放に関する条例（昭和51年8月条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な運営事項を定めるものとする。

（利用者）

第2条 利用者は、条例第6条に定める者であって、傷害保険に加入しているものとする。

（登録）

第3条 開放施設を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、教育委員会に登録しなければならない。

2 利用団体は、登録は1年度単位とし、毎年3月末日までに次年度の登録をするものとする。

3 利用団体は、登録に次の書類を提出しなければならない。

- （1）開放施設利用団体登録申請書（様式1）
- （2）開放施設利用団体登録者名簿（様式2）
- （3）開放施設利用団体登録者変更届（様式3）
- （4）傷害保険証の写し

（許可）

第4条 教育委員会は、期日までに提出のあった前条第3項に定める書類を審査し、適当と認める者に対して開放施設登録証（様式5）を発行するものとする。

2 登録証の有効期間は、交付した日から当該年度の3月31日までとし、登録した施設でのみ有効とする。

（利用の手続）

第5条 開放施設を利用する団体（夜間照明施設の利用を除く。）は、開放施設利用計画書（様式6）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は内容を審査し、利用団体に開放施設許可書（様式7）を交付するものとする。

（夜間照明利用の手続）

第6条 夜間照明施設の利用団体は、利用日の10日前までに次に定める場所で中学校夜間照明施設利用許可申請書（様式9）を教育委員会に提出しなければならない。

- （1）北部中学校は町体育館
- （2）西部中学校は西部ふれあいセンター

2 教育委員会は、夜間照明施設の利用を許可したときは、中学校夜間照明施設利用許可書（様式10）を交付するものとする。

（利用日及び利用時間）

第7条 開放施設の利用及び利用時間は、学校の許可を原則としながら、以下に定める範囲内とする。

- （1）利用日 毎年1月4日から12月28日まで。ただし、役場の閉庁日は除く。

（２）利用時間

屋内運動施設

土曜日、日曜日及び祝日の場合 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

土曜日、日曜日及び祝日以外の場合 午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

運動場

土曜日、日曜日及び祝日の場合 午前 5 時から午後 9 時 30 分まで

土曜日、日曜日及び祝日以外の場合 午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

（利用許可の条件）

第 8 条 利用団体は次に定める条件を遵守しなければならない。

（１）利用者が故意又は過失によって施設、設備を破損又は滅失したときは、損害賠償をすること。

（２）利用の権利譲渡の禁止

（３）利用施設及び設備の保全並びに利用する屋内運動施設の施錠及び消灯をすること。

（４）屋内運動施設の鍵の保管及び開放施設管理日誌（様式 8）の記入等利用施設の管理をすること。

（許可の取消及び利用の中止）

第 9 条 利用団体が規則に違反し、教育委員会及び学校の指導に従わなかった場合は、利用許可を取り消すことができる。

2 条例第 10 条に定める事項のほか、学校及び教育委員会等が行事等で利用する場合も利用の中止を命ずることができる。

（使用料）

第 10 条 教育委員会は条例第 11 条第 1 項により、夜間照明施設の利用団体から使用料を徴収するものとする。

2 条例第 11 条第 2 項第 2 号の規定による使用料の還付については、10 日前までに申し出があった場合とする。

（利用上の注意）

第 11 条 利用団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）風警報発令時は発令と同時に利用を中止する。

（２）大雨又は洪水警報等発令時は利用団体の責任者が状況を見て利用又は中止の判断をする。

（３）飲食及び喫煙は施設内では禁止する。

（４）ペットの連れ込みは禁止する。

（５）施設内の清掃に努め、利用団体のゴミは持ち帰ることとする。

（６）同伴の幼児、児童等子どもの安全管理は利用団体の責任によるものとする。

（７）施設、設備の破損又は滅失は速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（８）学校敷地内での車の運転は最徐行しなければならない。

（９）車の駐車は指定された場所とする。

- 2 上記以外に注意事項が必要なときは、別に定める「開放施設の開放の手引き」に追加記載するものとする。

（利用の周知）

第12条 教育委員会は、この運営要綱に基づく「開放施設の開放の手引き」を作成し、利用団体に施設開放内容の周知を図るものとする。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年12月21日から施行する。

令和6年度 学校教育課報告

令和6年4月

児童生徒数(4月5日現在)

(人)

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	2	33	7	39	4	35	2	22	4	25	3	24	22	178
	女	0	26	0	28	1	32	4	34	2	27	1	34	8	181
	計	2	59	7	67	5	67	6	56	6	52	4	58	30	359
生路小学校	男	1	29	0	31	2	25	0	28	2	26	2	30	7	169
	女	0	18	0	25	1	30	1	37	0	27	1	22	3	159
	計	1	47	0	56	3	55	1	65	2	53	3	52	10	328
片葩小学校	男	1	36	0	18	2	27	3	38	0	35	1	34	7	188
	女	2	41	1	27	0	26	0	35	2	30	1	33	6	192
	計	3	77	1	45	2	53	3	73	2	65	2	67	13	380
石浜西小学校	男	1	36	6	30	3	37	2	44	1	46	0	44	13	237
	女	0	27	1	35	1	32	1	37	0	31	0	45	3	207
	計	1	63	7	65	4	69	3	81	1	77	0	89	16	444
緒川小学校	男	1	39	1	55	2	43	4	38	0	23	3	51	11	249
	女	0	32	0	35	0	46	0	51	0	39	2	57	2	260
	計	1	71	1	90	2	89	4	89	0	62	5	108	13	509
卯ノ里小学校	男	6	34	4	29	2	21	2	32	3	24	1	23	18	163
	女	0	28	2	26	2	27	1	16	0	28	0	18	5	143
	計	6	62	6	55	4	48	3	48	3	52	1	41	23	306
森岡小学校	男	2	43	0	30	3	34	1	38	2	38	4	48	12	231
	女	0	42	0	43	1	37	2	47	1	23	0	30	4	222
	計	2	85	0	73	4	71	3	85	3	61	4	78	16	453
小学校計	男	14	250	18	232	18	222	14	240	12	217	14	254	90	1,415
	女	2	214	4	219	6	230	9	257	5	205	5	239	31	1,364
	計	16	464	22	451	24	452	23	497	17	422	19	493	121	2,779
東浦中学校	男	4	120	1	128	6	133							11	381
	女	7	126	3	127	4	150							14	403
	計	11	246	4	255	10	283							25	784
北部中学校	男	3	88	3	69	1	83							7	240
	女	1	72	1	91	1	76							3	239
	計	4	160	4	160	2	159							10	479
西部中学校	男	1	15	2	31	0	29							3	75
	女	0	28	0	22	1	30							1	80
	計	1	43	2	53	1	59							4	155
中学校計	男	8	223	6	228	7	245							21	696
	女	8	226	4	240	6	256							18	722
	計	16	449	10	468	13	501							39	1,418

(特別支援は内数です)

要保護・準要保護児童生徒数

(人)

学 校 名	3 月		2 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤 江 小 学 校	0	23	0	24
生 路 小 学 校	0	21	0	21
片 葩 小 学 校	0	26	0	24
石 浜 西 小 学 校	1	99	1	103
緒 川 小 学 校	0	35	0	35
卯ノ里小学校	0	29	0	29
森 岡 小 学 校	0	32	0	32
小 学 校 計	1	265	1	268
東 浦 中 学 校	0	82	0	81
北 部 中 学 校	0	43	0	43
西 部 中 学 校	0	16	0	17
中 学 校 計	0	141	0	141
総 計	1	406	1	409

長期欠席者数

(人)

学 校 名	3 月	2 月
藤 江 小 学 校	7	5
生 路 小 学 校	4	3
片 葩 小 学 校	4	4
石 浜 西 小 学 校	9	13
緒 川 小 学 校	0	1
卯ノ里小学校	1	2
森 岡 小 学 校	3	4
小 学 校 計	28	32
東 浦 中 学 校	21	29
北 部 中 学 校	18	26
西 部 中 学 校	1	3
中 学 校 計	40	58
総 計	68	90

いじめ認知件数

(件)

学 校 名	3 月	2 月
藤 江 小 学 校	0	0
生 路 小 学 校	0	0
片 葩 小 学 校	0	0
石 浜 西 小 学 校	0	0
緒 川 小 学 校	0	2
卯ノ里小学校	0	0
森 岡 小 学 校	0	0
小 学 校 計	0	2
東 浦 中 学 校	1	1
北 部 中 学 校	0	0
西 部 中 学 校	0	0
中 学 校 計	1	1
総 計	1	3

その他

- ・小学校水泳指導業務委託契約を締結しました(町内全小学校対象)。
- ・授業目的公衆送信補償金の申し込みを行います(町内全小中学校対象)。

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
 - ・新入学学用品費(新小中1年)
 - ・給食費
 - ・林間学校費(小5、中2)
 - ・修学旅行費(小6、中3)
 - ・卒業アルバム代等
- 要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

小中学校の主な行事予定(令和6年5月)

	曜日	行事名等	備考
1	水		
2	木		
3	金	憲法記念日	
4	土	みどりの日	
5	日	こどもの日	
6	月	振替休日	
7	火		
8	水		
9	木		県内町村教育長会13:30～
10	金		
11	土		
12	日		
13	月	新転任校長校学校訪問(西部中・緒川小)	教育委員会定例会13:30～
14	火		全国町村教育長会総会
15	水		全国町村教育長会総会
16	木		知教協15:30～
17	金		社会教育委員会10:00～
18	土		
19	日		
20	月		
21	火	新転任校長校学校訪問(生路小)	
22	水		
23	木		
24	金		
25	土		
26	日		
27	月		
28	火		
29	水		
30	木		
31	金	学校訪問(西部中)	

令和6年
学校給食5月分予定献立表(案)

東浦町学校給食センター

21回		献立名		備考
日	曜			
1	水	ご飯 牛乳	照り焼きハンバーグ 野菜としらす干しのあえ物 具だくさんみそ汁	
2	木	ご飯 牛乳	かつおのおかか煮 野菜のごま酢あえ 若竹汁 かしわもち	こどもの日
7	火	ソフトめん 牛乳	米粉ミートソース 鶏肉のハーブ焼き(小1、2年1個 小3年～2個) アスパラサラダ	
8	水	ご飯 牛乳	まぐろとレバーの揚げ煮 切干し大根とひじきの炒め煮 田舎汁	
9	木	麦ご飯 牛乳	米粉ハヤシライス ウインナーと野菜のソテー 黄桃のシロップ煮	
10	金	ご飯 牛乳	青じそ入りあじフライ ひきずり ごぼうのみそいため	
13	月	ご飯 牛乳	さけのマヨ風焼き 肉じゃが キャベツのゆかりあえ	
14	火	ご飯 牛乳	春巻き チンジャオロースー ピリ辛汁	
15	水	ご飯 牛乳	はんぺんの磯辺揚げ 小松菜とキャベツのかつお粉あえ とり団子汁	
16	木	麦ご飯 牛乳	ビビンバ(肉・卵) ビビンバ(野菜) チンゲンサイの中華スープ ヨーグルト	
17	金	小型ロールパン 牛乳	ホタテとアスパラのシチュー 愛知の大豆ナゲットのトマトソースかけ(小1、2年1個 小3年 愛知の野菜サラダ	食育の日
20	月	麦ご飯 牛乳	米粉カレーライス 焼きウインナー(小1、2年1本 小3年～2本) 枝豆とにんじんのサラダ	
21	火	白玉うどん 牛乳	山菜汁かけ 和風コロッケ ひじきと大豆の炒め煮	
22	水	ご飯 牛乳	さばの塩焼き 豚肉の柳川風煮 冷凍みかん	
23	木	ご飯 牛乳	キャベツ入りメンチカツ 野菜とちくわのアーモンドあえ けんちん汁	
24	金	麦ご飯 牛乳	マーボー豆腐 ぎょうざ(小1、2年1個 小3年～2個 中3個) バンバンジーサラダ	
27	月	ご飯 牛乳	けんちん信田の甘みそだれかけ 野菜のしそひじきあえ 沢煮椀	
28	火	黒ロールパン 牛乳	オムレツのきのこソースかけ ツナサラダ ミネストローネ	
29	水	ご飯 牛乳	ししゃもフライのレモンソースかけ(小1、2年1本 小3年～2本) 焼き肉風炒め 玉ねぎのみそ汁	
30	木	ご飯 牛乳	生揚げの中華煮 しゅうまい(小1、2年1個 小3年～2個 中3個) 春雨の中華あえ	
31	金	ご飯 牛乳	ホキフライの黒酢あんかけ 豚肉と大根の煮物 キャベツとわかめの甘酢あえ	

令和6年度 学校教育課（学校給食センター）の新事業

【東浦町食物アレルギー対応委員会の設置について】

【目的】

町内小中学校の学校給食における食物アレルギーの方針を検討するとともに、児童生徒の学校生活における食物アレルギー対応に関する専門的な役割を果たすため設置する。

【概要】

会議：年2回（8月・2月を予定）

2024年（令和6年度）→基本方針の決定、対応マニュアルの作成

2025年（令和7年度）～→ヒヤリハット事例の共有、エピペン等の研修
マニュアル等の見直し 等

【委員】

給食担当校長

アレルギー専門医（あいち小児 Dr.）＊

学校保健会長＊

保健主事 各校1名

養護教諭代表

P連会長＊

15名を予定（＊印は報償対象）

【事務局】

教育長、教育部長、学校教育課長、指導主事2名、栄養教諭2名

学校給食係長（児童課栄養士、千種豊学校ひがしうら校舎代表）

令和6年度 生涯学習課の事業報告・事業計画

4月 事業報告

- 1 文化センター・地区コミュニティセンター事業
なし
- 2 図書館事業
 - ・20日(土)～ 本のリサイクルフェア
 - ・28日(日) めいぐるみおとまり会
- 3 郷土資料館事業
 - ・6日(土)～21日(日) 於大まつり関連ミニ企画展「家康の母於大」
 - ・27日(土)～6月23日(日) 春の企画展「二川～宮 浮世絵の旅」

5月 事業計画

- 1 文化センター、地区コミュニティセンター事業
 - ・文化センター フラワーインテリア作り講座
 - ・地区コミセン 誰でもかんたんヨガ教室(卯ノ里)
 - はじめての資産運用講座(石浜)
- 2 図書館事業
 - ・18日(土) デジタル絵本を作ろう！
- 3 郷土資料館事業
 - ・18、25日(土) 歴史講座「三英傑とゆかりの城」
 - ・6月23日(日)まで 春の企画展「二川～宮 浮世絵の旅」

令和6年度スポーツ課事業報告・事業計画

4月事業報告

- 1 スポーツ推進委員会
9日（火）スポーツ推進委員定例会（はなのき会館）
13日（土）第1回モルック研修会（メディアスひがしうら第2グラウンド）
24日（水）スポーツ推進委員知多地区役員会（東海市）
- 2 知多北地区スポーツ連絡協議会
17日（水）第1回理事会（知多市）
- 3 スポーツ協会事業
11日（木）第1回役員会（はなのき会館）
18日（木）評議員会（はなのき会館）
- 4 第17回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
17日（水）第1回実行委員会（はなのき会館）
- 5 学校体育施設開放事業
9日（火）学校体育施設開放運営委員会・連絡会（はなのき会館・体育館）
- 6 ひがしうら地域クラブ
13日（土）から開始

5月事業計画

- 1 スポーツ教室
子ども体育年少教室を始め4教室 5/14から10/11
子ども体育（年少：定員20人、年中、年長、小学1年：各定員24人）
- 2 スポーツ推進委員会
7日（火）スポーツ推進委員定例会（はなのき会館）
- 3 第17回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
19日（日）第1回ランニングスキルアップ教室（あいち健康の森）